

1. 確認検査業務手数料

1/4

<建築物>

単位：円/非課税

区分	床面積合計	確認申請	中間検査	完了検査
4号建築物（特殊建築物で床面積100㎡超200㎡以下を除く）及び型式適合認定建築物	100㎡以下	18,000	24,000	24,000
	200㎡以下	24,000	35,000	35,000
	500㎡以下	38,000	45,000	45,000
その他	100㎡以下	55,000	31,000	31,000
	200㎡以下	60,000	37,000	37,000
	500㎡以下	70,000	52,000	52,000
	1,000㎡以下	110,000	100,000	120,000
	2,000㎡以下	170,000	140,000	160,000
	3,000㎡以下	260,000	170,000	190,000
	4,000㎡以下	290,000	190,000	210,000
	5,000㎡以下	320,000	200,000	230,000
	6,000㎡以下	390,000	230,000	270,000
	7,000㎡以下	420,000	240,000	290,000
	8,000㎡以下	450,000	250,000	310,000
	10,000㎡以下	480,000	260,000	330,000
	15,000㎡以下	500,000	280,000	360,000
	20,000㎡以下	550,000	320,000	420,000
	50,000㎡以下	660,000	400,000	510,000
100,000㎡以下	1,000,000	660,000	800,000	
200,000㎡以下	1,500,000	1,000,000	1,200,000	
200,000㎡ 超え	2,000,000	1,200,000	1,500,000	

- ・4号建築物及び型式適合認定建築物で構造審査が必要な建築物は、その他欄の手数料とします。
- ・500㎡を超える型式適合認定建築物は、その他の区分の手数料とします。
- ・中間検査の面積は、当該特定工程の部分までの床面積の合計とします。
- ・特殊建築物とは 法別表第1（い）欄に掲げる用途を示します。

<省エネ適合性判定を要する建築物の完了検査割増料金>

単位：円/非課税

省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計	省エネ適合性判定通知書をUDIで交付している場合	省エネ適合性判定通知書を他機関で交付している場合
1,000㎡以下	24,000	48,000
2,000㎡以下	32,000	64,000
3,000㎡以下	38,000	76,000
4,000㎡以下	42,000	84,000
5,000㎡以下	46,000	92,000
6,000㎡以下	54,000	108,000
7,000㎡以下	58,000	116,000
8,000㎡以下	62,000	124,000
10,000㎡以下	66,000	132,000
15,000㎡以下	72,000	144,000
20,000㎡以下	84,000	168,000
50,000㎡以下	102,000	204,000
100,000㎡以下	160,000	320,000
200,000㎡以下	240,000	480,000
200,000㎡ 超え	300,000	600,000

- ・割増対象床面積は申請図書通りに施工された仮使用認定部分の面積を除外するものとします。

1. 確認検査業務手数料

2/4

<昇降機>

単位：円/非課税

区分		確認申請	完了検査
型式適合認定（ホームエレベーター等）	単独申請	13,000	20,000
	建築物と併願申請	8,000	15,000
小荷物専用昇降機	単独申請	13,000	20,000
	建築物と併願申請	8,000	15,000
昇降機（上記以外）	単独申請	20,000	30,000
	建築物と併願申請	15,000	25,000

- ・建築物と併願申請は、4号建築物を除くものとします。
- ・段差解消装置、いす式階段昇降機は「型式適合認定（ホームエレベーター等）」の欄を適用します。
- また、型式適合認定ではなく構造計算が必要な場合は「昇降機（上記以外）」の欄の手数料とします。

<工作物>

単位：円/非課税

区分		確認申請	完了検査
工作物（擁壁）	3m 以下	40,000	40,000
	10m 以下	50,000	50,000
	10m 超	60,000	70,000
工作物（その他）		40,000	50,000

<仮使用認定手数料>

単位：円/非課税

区分	床面積合計	手数料
型式適合認定建築物	100㎡ 以下	28,800
	200㎡ 以下	42,000
	500㎡ 以下	54,000
その他	100㎡ 以下	37,200
	200㎡ 以下	44,400
	500㎡ 以下	62,400
	1,000㎡ 以下	144,000
	2,000㎡ 以下	192,000
	3,000㎡ 以下	228,000
	4,000㎡ 以下	252,000
	5,000㎡ 以下	276,000
	6,000㎡ 以下	324,000
	7,000㎡ 以下	348,000
	8,000㎡ 以下	372,000
	10,000㎡ 以下	396,000
	15,000㎡ 以下	432,000
	20,000㎡ 以下	504,000
	50,000㎡ 以下	612,000
	100,000㎡ 以下	960,000
200,000㎡ 以下	1,440,000	
200,000㎡ 超え	1,800,000	

- ・昇降機等の建築設備及び工作物の仮使用認定についてはそれぞれ<昇降機>及び<工作物>欄の完了検査手数料と同額の手数料とします。
- ・仮使用認定の申請をする建築物に昇降機等の建築設備及び工作物の仮使用認定が含まれる場合には、<仮使用認定手数料>にそれぞれ<昇降機>及び<工作物>欄の完了検査手数料を加算した額とします。

＜省エネ適合性判定を要する建築物の仮使用認定割増手数料＞

単位：円/非課税

省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計	省エネ適合性判定通知書を U D I で交付している場合	省エネ適合性判定通知書を 他機関で交付している場合
1,000㎡ 以下	28,800	57,600
2,000㎡ 以下	38,400	76,800
3,000㎡ 以下	45,600	91,200
4,000㎡ 以下	50,400	100,800
5,000㎡ 以下	55,200	110,400
6,000㎡ 以下	64,800	129,600
7,000㎡ 以下	69,600	139,200
8,000㎡ 以下	74,400	148,800
10,000㎡ 以下	79,200	158,400
15,000㎡ 以下	86,400	172,800
20,000㎡ 以下	100,800	201,600
50,000㎡ 以下	122,400	244,800
100,000㎡ 以下	192,000	384,000
200,000㎡ 以下	288,000	576,000
200,000㎡ 超え	360,000	720,000

・割増対象床面積は仮使用認定部分に含まれる省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計とします。

＜割増手数料＞

単位：円/非課税

項目	割増手数料	
消防同意物件	3,000	
天空率使用物件（1天空率毎）	5,000	
各種検証法の物件	2,000㎡ 以下	40,000
	10,000㎡ 以下	70,000
	50,000㎡ 以下	100,000
	50,000㎡ 超え	150,000

・消防同意・天空率使用の割増は、500㎡以下の建築物に限ります。

・計画変更の場合、消防同意以外の割増料金は、半額とします。

＜構造計算ルート2基準審査割増手数料＞

単位：円/非課税

床面積合計	割増手数料
1,000㎡ 以下	101,000
2,000㎡ 以下	136,000
10,000㎡ 以下	156,000
50,000㎡ 以下	207,000
50,000㎡ 超え	382,000

・構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とする他、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは 当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

<遠隔地割増手数料>

単位：円/非課税

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、 みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	12,000
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

・上記の割増手数料は500㎡以下の建築物、工作物及び昇降機の検査に限ります。

<その他の手数料>

単位：円/非課税

種類	手数料
記載事項変更届（追加説明書が必要な場合以外）	3,000
工事施工者決定等届	3,000
工事取り止め届	2,000
取下げ届	0
確認証明等発行手数料	5,000

<備考>

- ・増築・用途変更の手数は、申請支店へお問い合わせください。
- ・計画変更の手数は、算定した面積を各区分（確認申請欄）に当てはめた手数料とします。ただし、建築物の区分『その他』のうち、主要な用途が一戸建ての住宅の場合で、かつ構造 計算書の変更を含まない場合の計画変更については、『4号建築物（特殊建築物で床面積100㎡超200㎡以下を除く）及び型式適合認定建築物』の区分の手数を適用します。
- ・直前の確認済証をUDIから受けていない計画変更は、新規の確認申請手数料とします。
- ・中間・完了検査で、是正確認等の再検査となった場合は、再検査手数料として検査手数料の半額とします。ただし、計画の変更があり検査申請を取り下げた後に再検査となった場合は、検査手数料の全額とします。
- ・完了検査で、追加説明書の提出が必要となった場合は、計画変更と同額の手数料とします。
- ・UDIで確認審査中であった申請を取り下げて、同一の計画を再申請する場合は、該当する 確認申請手数料（消防同意を除く）の半額とします。
- ・昇降機を建築物と併願申請した場合で、昇降機のみが変更となった計画変更については、<昇降機> 手数料の「建築物と併願申請」欄の金額とします。
- ・昇降機を建築物と併願申請した場合で、計画変更（昇降機の変更なし）については、<建築物> のみの金額とします。（昇降機手数料の割増無し）